

第1部 全車両共通仕様 (HRCトロフィー及びGROMカップ車両を除く)

1. ブレーキは前輪後輪にそれぞれ安全で独立した有効なブレーキを備えねばならない。
2. ハンドルは、回転角度を左右いっばいに切った時に、ライダーの指を挟まないようにハンドルと燃料タンク・カウリング等に間隔を確保せねばならない。
3. クラッチレバー・ブレーキレバー・フットレスト・ペダル類の先端は、丸める等接触時に引っ掻いたり刺さったりしないような加工・施工をせねばならない。
4. サイドスタンドステーは、切除を推奨する。
5. バックミラー・スタンド類・フロントバスケット・リアキャリアは取り外さねばならない。また、ヘッドライト・テールランプ・ウィンカー類も取り外すかテーピングを施さねばならない。
6. 安全上、フロントカウル・アンダーカウルの着用を強く推奨する。着用しない場合においては、カウルステーも取り外さねばならない。また、フロントカウルを装着しない場合については、ゼッケン番号を提示するプレートを代わりに装着せねばならない。
7. フレームの加工については、最小限の不要ステーのみ切除可。
8. カウル・燃料タンクは、ボルトもしくはピンで強固に固定せねばならない。転倒時の脱落を確認した場合、整備不良とみなし当該ライダーにピットインを指示する場合がある。
9. オイルドレーンボルト及び給油口 (エンジンオイル・ミッションオイル) は、緩み・脱落防止に有効なワイヤーロックを施さねばならない。
10. 転倒時等にオイル・ガソリン・ラジエーター液がコース上に流出する事を防止する為に、容量100cc (4スト車両は250cc) 以上のキャッチタンクを着用せねばならない。
11. 他のライダーに危険・迷惑を及ぼすような改造・変更をしてはならない。
12. 車両の排気音量測定は、排気管から0.5mの所に先端のセンターラインから測って45度の角度で排気管の高さと同じ高さにマイクロフォンを据え付けて測定する。測定方法は、FIM方式とする。
13. ゼッケン番号は、アラビア数字に限られる。また、その判別が著しく困難と主催者が判断した場合、その改善を当該ライダーに指示する。
14. アスクルシャフト (前後とも) の固定は、ロックナットもしくは割りピンを使用すること。
15. タイヤは、通常の販売ルートで購入可能な物に限られる。レーシングスリックの使用は禁止する。
16. フロント・リアスプロケットの両方にチェーンカバーを装着する事。但し、リアフェンダーがチェーンカバーの機能を完全に満たしている場合の取り外しは可。また、リアドリブンガードの装着を推奨する。その場合の装着を目的としたスイングアームへの加工は認める。

## 第2部 2ストロークエンジン車両仕様

17. エンジン・キャブレター・電気系統・フレーム本体・燃料タンク・ホイール・ブレーキ・駆動系・給排気系・サスペンション・クラッチ以外の部品については、特に規定されていない限りチューニングとされない範囲で変更・改造を認める。但し、それに伴うスイングアーム・フレームへの加工は不可とする。
18. リミッターカット及びCD Iユニット・ワイヤーハーネスの改造・変更は可。但し、メインキー取り外しの場合は、キルスイッチを装着する事。
19. スプロケット・チェーン・チェーンサイズの変更は可。
20. スパークプラグ・プラグキャップの変更可。プラグコードは、焼き切れ等による修繕を目的とした非純正の使用を認める。
21. リアサスペンションの変更は可。但し、それに伴うスイングアーム・フレームへの加工は不可。
22. エンジン排気量は2サイクルの50cc未満とし、オーバーサイズピストン（純正品含む）の使用は不可とする。また、チューニングと見なされない範囲での非純正部品（互換品）の使用は可とする。
23. キャブレターはジェット・ニードル類の変更は可。また、インテークチャンバーの取り外し及びそれに伴う穴埋め処理は可。それ以外の変更・改造は不可とする。
24. ブレーキ（キャリパー・マスターシリンダー・トルクロッド・ディスク）は市販状態が望ましい。その他（パッド・レバー・ブレーキオイル・ホース・ボルト類）の変更は可。
25. エアクリーナーボックス・エレメントの改造・変更・取り外しは可。ファンネルの取り付けは認めるが、それに伴うキャブレター本体への加工は不可とする。
26. ラジエーター本体は、市販状態が望ましいが、同一排気量（50cc未満）用であれば非純正の相互使用を認める。ラジエーターカバー及びサーモスタットの改造・変更・追加は可。
27. フロントサスペンションの変更は不可。但し、インナーパーツの改造・変更及びダストシールの変更・取り外しは可。
28. ホイールアッセンブリの変更は不可。但し、スピードメーターケーブル駆動用のギア及びダストシールの取り外しのみ可。ホイールカラーの変更は可。
29. 燃料タンク本体への改造・変更は不可。但し、燃料コック・給油口の改造・変更は可。
30. 排気系の改造・変更は、これを認める。
31. 排気音量の測定は、12項の規定に基づき行う。その音量は99db以下でなくてはならない。但し、レース後における測定は、プラス2dbまで許容誤差とする。
32. クラッチ機構は、クラッチスプリング・クラッチボスの変更は可。クラッチプレート・フリクションディスクは純正品のみとし、その数量が市販状態を上回ってはならない。
33. ラジエーターに注入する液体は、水道水もしくはアルコール・水混合液に限る。

4 ストロークエンジン車両仕様 (HRCトロフィー及びGROM車両を除く)

34. 縦型エンジン (A P E ・ X R ・ N S F 等) は 1 0 0 c c 未満、横型エンジン (モンキー等) 1 1 5 c c 未満の車両、スクーター系は 1 2 5 c c 未満の車両 (全て非レーサーモデル含む) とし、共に空冷に限る。トランスミッションは 6 段以下とする。キッズバイク系車両 (C R F 5 0、X R 5 0、J R 5 0、K D X 5 0、T T R - 5 0 等) の使用は出来ない。
- フレッシュマンクラスに限り上記規定排気量を越えるエンジンについては、1 2 5 c c を限度に出場を認めるが、給排気系については完全市販状態に限る。
35. エンジン・キャブレター・電気系統・フレーム本体・燃料タンク・ホイール・ブレーキ・駆動系・給排気系・サスペンション・クラッチ以外の部品については、特に規定されていない限りチューニングとならない範囲で変更・改造を認める。但し、それに伴うスイングアーム・フレームへの加工は不可とする。
36. カムシャフトの変更に伴うエンジン本体への改造・加工は禁止する。
37. キャブレターの内径が 2 2 m m 以下であれば、本体・ジェット・ニードル類の変更は可。
- 但し、フレッシュマンクラスに出場する者については、エントリー時の申告を条件に内径 2 4 m m を限度として変更を認める場合がある。
- また、インテークチャンバーの取り外し及びそれに伴う穴埋め処理は可。
38. リミッターカット及び C D I ユニット・ワイヤーハーネスの改造・変更は可。但し、メインキー取り外しの場合は、キルスイッチを装着する事。
39. スプロケット・チェーン・チェーンサイズの変更は可。
40. スパークプラグ・プラグキャップの変更可。プラグコードは、焼き切れ等による修繕を目的とした非純正の使用を認める。
41. リアサスペンションの変更は可。但し、それに伴うスイングアーム・フレームへの加工は不可。
42. ブレーキ (キャリパー・マスターシリンダー・トルクロッド・ディスク) は市販状態が望ましい。但し、その他 (パッド・レバー・ブレーキオイル・ホース・ボルト類) の変更は可。
43. エアクリーナーボックス・エレメントの改造・変更・取り外しは可。ファンネルの取り付けは認めるが、それに伴うキャブレター本体への加工は不可とする。
44. フロントサスペンションの変更は不可。但し、インナーパーツの改造・変更及びダストシールの変更・取り外しは可。
45. ホイールアセンブリの変更は不可。但し、スピードメーターケーブル駆動用のギア及びダストシールの取り外しのみ可。ホイールカラーの変更は可。
46. 燃料タンク本体への改造・変更は不可。但し、燃料コック・給油口の改造・変更は可。
47. 排気系の改造・変更は、これを認める。
48. 排気音量の測定は、1 2 項の規定に基づき行う。その音量は 1 0 4 d b 以下でなくてはならない。但し、レース後における測定は、プラス 2 d b まで許容誤差とする。
49. クラッチ機構は、クラッチスプリング・クラッチボスの変更は可。クラッチプレート・フリクションディスクは純正品のみとし、その数量が市販状態を上回ってはならない。

HONDA GROM (2015年式)仕様

50. 以下の部品の変更・改造を禁止する。

メインフレーム・エンジン本体・ホイールアッセンブリ

インジェクション本体・燃料タンク本体・フロントサスペンション

51. その他、詳細は上記「4ストローク車両仕様」の34及び36、37を除く全規定を適用する。

主な変更不可・制限箇所 (規則書より抜粋)

箇所	可否	備考
メインフレーム	×	他部品の改造・変更に伴うものも不可。但し不要ステーの切除のみ可
ホイールアッセンブリ	×	メーターケーブル用ギア・ダストシールの取り外しは可
エンジン本体 (2スト車両)	△	規定排気量を超えず、かつ <u>チューニングと見なされない範囲</u> での非純正部品 (互換品)の使用は可
エンジン本体 (4スト車両)	×	
燃料タンク	×	燃料コック・給油口の変更は可
キャブレター本体 (2スト車両)	×	ジェット・ニードル類の変更は可
キャブレター本体 (4スト車両) ※GROM 車両除く	△	規定の内径(※)を超えない物であれば変更可 ※原則22mm以下。但し、フレッシュマンクラスに参加する者は、エントリー時の事前申告 を条件に24mmまで認める場合があります
フロントサスペンション	×	インナーパーツ・ダストシールの変更は可